

## 吹田市地域防災計画修正素案に対する提出意見と市の考え方について

- 1 提出期間 令和元年（2019年）6月19日（水曜日）  
～令和元年（2019年）7月18日（木曜日）
- 2 提出意見数 16件（2通）
- 3 提出意見と市の考え方 以下のとおり

	提出意見	市の考え方
1	吹田市地域防災計画修正素案は、果たして実効性を高め読み手を意識したものとなっているか疑問である。	<p>これまでの計画は、特に災害応急期の対策について、市職員のみが必要とする業務フローや手順等具体的な記述が混在していました。市職員のみが必要とする情報等は、災害対応マニュアル編や資料編として編集することとしました。</p> <p>今後、計画本編に関しては、更にわかりやすい内容となるように努めていきたいと考えています。</p>
2	市は上町断層帯について想定値を設定しているが、南海トラフについては、建物被害のみ数値を記入し、火災・人的被害・ライフライン被害は何も記載していない。自然災害は想定外のことが起こり得るので、僅かな確率でも生じた場合も推測して、地震被害の想定では意識的に数値等を設定すべきである。	<p>表の数値は、様々な仮定のうえに、過去の地震災害時の被害率等を用いて、計算されたものです。</p> <p>今後、新たな調査が行われる際は、ご指摘いただいた内容に配慮するとともに、データが更新されるときは、条件や留意事項等を計画に掲載していきたいと考えています。</p>
3	吹田市は南海トラフで5弱～5強、上町断層帯で6弱～7と想定している。しかし、この数値は測点で計測値であり、市内各地域での実際の震度を代表している訳ではない。例えば高層建物の場合の上階では下階にくらべて揺れが激しく被害も相応に大きいため、実際の被害想定は遭遇した場所などの条件によ	<p>同じ地震を想定しても、建物や土地条件によっては、揺れは大きく異なってきます。</p> <p>調査当時、それぞれの建物の構造や建築年次、地盤条件を基礎データとして、地震のシミュレーションを行っています。</p>

	り1～2階級プラスして注意を喚起すべきである。	
4	<p>想定被害者数を総人口比で示しているが、逆算すると総人口は35万7千人となる。これは現在の総人口約37万人とは≒4%異なり、計算し直して修正する必要がある。</p>	<p>人的被害は、人口比のみで求めているものではなく、調査当時の建物分布（構造、年代、階数別）と想定される揺れのデータから求められた建物被害から導かれており、計算には相応の時間を要します。</p> <p>新たな調査が行われ、データが更新されるまでの間は、現時点の値を参考値として掲載します。</p>
5	<p>市民及び事業者と表示しているが、自治基本条例によれば、事業者も市民に含まれる。</p>	<p>吹田市自治基本条例では、当該条例における用語として、「市内に事業所を置き事業活動その他の活動を行う者若しくは団体」は市民と定義しています。</p> <p>本計画においては、市民と事業者では求められる役割が異なる部分もあるため、区別して記述させていただいています。</p>
6	<p>「努める」と「努めなければならない」の違いは何か。単なる語意を強めるだけか、また、「努める」は、努めようとしたが何もしなかった場合も含むか。形だけ努めたが成果は認められない場合も含むか。</p>	<p>本市地域防災計画修正素案では大阪府地域防災計画の「住民・事業者の基本的責務」について定めた章の表記と整合性を図ったものとなっております。</p>
7	<p>市民自ら実施し、被害の軽減に「努める」対象は、近年の自然災害の事例を教訓として、新たな「努めること」を追加されるべきではないか。</p> <p>本計画に、何処まで詳しく書くかは専門家に任せるとして、市民が責務として認識すべきこととして、修正素案中に記載されねばならないと考える。</p>	<p>市民が自助として努める事項は多岐にわたることから、今後の修正時には、貴重なご意見として参考にさせていただきます。</p>

8	<p>市民及び事業者は、どのような連携を想像し、自ら実践すべき責務として認識できるだろうか。ボランティアやNPO等多様な機関とは何か。防災訓練や防災講習等の実施についても、現在行われている地域防災訓練の実効性がどの程度か、何を改善しなければならないか。</p>	<p>近年の災害教訓を踏まえ、自助・共助の推進が重要であることから追記した部分で、大阪府地域防災計画の修正内容と整合を図った部分であり、原案のままとさせていただきます。</p>
9	<p>マンションのような集合共同住宅と、戸建て住宅の震災被害の様相は異なるので、それぞれに適した減災を考えるべきであり、一般的な避難所への避難訓練とは別の、マンション特有の条件に適合した防災計画や訓練が重要と考える。</p>	<p>災害の態様はマンション、戸建て住宅によっても異なります。</p> <p>東日本大震災をはじめとする近年の大規模災害でも認識されてきたように、自治体レベルの地域防災計画では、きめ細やかな対応に限界があるため、近年は、コミュニティレベルの地区防災計画を策定する制度が運用されています（「第5 地区防災計画の推進」予防-105）。</p>
10	<p>本編と災害対応マニュアル編、資料編の内容を照合確認できるように公開をされたい。</p> <p>他1件</p>	<p>災害対応マニュアル編は、市職員向けの手順書として位置付けておりますが、今後、どのように公開できるかを検討してまいります。</p> <p>資料編については、現行の計画において公開しています。</p>
11	<p>P総則-1の第2の2の「避難所運営マニュアル」の作成・見直しの推進期限を明記すべき。</p>	<p>地域防災計画は、災害対策基本法において、「毎年検討を加え、必要なときは修正する」とされているため、計画全般にわたり施策の推進期限を明示していないのが現状です。</p> <p>施設ごとあるいは地域ごとの「避難所運営マニュアル」の作成・見直しについて取組みを進めていきたいと考えます。</p>

1 2	<p>P 予防-8 の3行目[防災ハンドブック]は 2018 年版が最新版ですか？年次記載は不要ですか。</p>	<p>現在、平成 31 年（2019 年）2 月が最新版です。</p> <p>過去のハンドブックも有用であるため、ここでは、年次記載は、省略させていただきます。</p>
1 3	<p>P 予防-50 の第3の2の[市民への情報提供体制]および P 予防-51 の第3の3の[災害時の広聴体制の整備]について、記載文章が抽象的表現の列記ではなく、具体性を持たせるべき。</p> <p>この節・項の文中に[災害対応マニュアル編]への連結文言(参照箇所明示)を入れ、同編において関係部署の”組織機能関連図”の挿入を行って、関係者のすべてが情報を共有して、役割相互認識を図っておく必要があると思います。</p>	<p>当該項を含め、第2編の災害予防対策は市や防災関係機関が日ごろから取り組むべき内容を掲載しています。</p> <p>災害が起きたあとの行動内容は、第3編の災害応急対策で規定しており、市と市民等の情報伝達系統は P 応急-27 に、広報・広聴等は P 応急-31 に掲載しています。</p>
1 4	<p>P 予防-70 の5. 避難所の運営管理体制の整備 ですが、「避難所運営マニュアル」に基づき、[避難所のマニュアル]を作成し、と記載されているが”誰”が作成するかを明記すべき。</p>	<p>避難所運営マニュアルの作成は、P 総則-1 の第2の2で記述している「市、関係機関、市民及び事業所」が相互に連携して作成することを想定しています。</p>
1 5	<p>P 応急-18 の系統図が、(4)高川、山田川の・・・で河川関係が終わっていますが、糸田川、上の川、正雀川が掲載されていないのは何故ですか。</p>	<p>水位周知河川に指定された河川は、府が観測する水位の情報（水位到達情報）が伝達されることになっており、本市域では、該当する河川が高川、山田川になります。</p>